

## 史跡郡山城跡整備基本計画策定支援業務 仕様書

### 1. 業務名

史跡郡山城跡整備基本計画策定支援業務

### 2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

### 3. 業務の目的

本仕様書は、大和郡山市が行う史跡郡山城跡整備基本計画（以下、「本計画」という。）の策定支援業務委託について規定したものである。

本計画は、令和7年3月に策定した「史跡郡山城跡保存活用計画」に基づき、史跡郡山城跡（以下、「史跡」という。）を確実に保存し、来訪者に本質的価値を正しく伝え、市のシンボルとしてさらなる活用を促すための整備を行うために策定するもので、「史跡郡山城跡調査・整備検討委員会」（以下、「委員会」という。）による論議・指導の下で、保存活用計画に示された史跡の本質的価値や現状と課題を踏まえ、関連する法令や上位・関連計画を勘案し、文化庁及び奈良県の意見を踏まえて、大和郡山市が策定するものである。本業務は、その計画策定を支援するものである。

### 4. 業務対象の位置

史跡 郡山城跡（大和郡山市城内町他 162,177.28 m<sup>2</sup>）

### 5. 適用

本業務は、本仕様書によるほか、次を参考として文化庁が示す指針等に沿った計画になるように行うこと。

- (1) 『史跡整備の手引き』文化庁文化財部記念物課監修 2005年
- (2) 『石垣整備の手引き』文化庁文化財部記念物課監修 2015年
- (3) 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』文化庁文化財部記念物課 2015年
- (4) 『史跡郡山城跡保存活用計画』大和郡山市 2025年
- (5) 『郡山城跡公園基本計画』大和郡山市 2019年

### 6. 業務の内容

#### (1) 計画の準備・現地の確認

史跡に関する調査報告書、主要資料（図面、文書、地図等）、そのほか関連計画等の既往資料の確認を行い、史跡郡山城跡保存活用計画の内容を勘案して、計画の策定に

必要な情報を把握する。また、史跡の現状を把握するため、現地の状態の確認を行う。

## (2) 計画書の作成

史跡郡山城跡保存活用計画および(1)で把握した情報を基に、以下の項目に沿って整備を企画し、計画書を作成する。

- ①計画策定の経緯と目的
- ②計画地の現状
- ③史跡の概要および現状と課題
- ④基本方針
- ⑤整備基本計画

整備の企画にあたり、史跡の大部分が既に公園として供用されていること、史跡内に一定の割合で民有地が存在すること、史跡内に一般に開放されていない部分が存在することに留意すること。

整備の企画では、史跡内の動線整備、石垣などの遺構の保存整備、便益施設等の来訪者のための施設整備、来訪者に史跡を啓発するための設備整備、そのほか史跡の特色を活かした保存活用のための整備を検討・提案すること。

## (3) 整備イメージ図の作成

(2)で企画する整備の内容を具体的に示すイメージ図を作成する。イメージ図はA4版におさまる内容とし、2点以上を作成して対象地全域の整備内容を示すこと。

## (4) 計画書の印刷製本

本計画をとりまとめた計画書を印刷製本する。

冊子はA4版多色刷りの中綴じ(背文字あり)とする。頁数は200頁以内を想定し、委員会の審議内容に応じて決定する。

冊子の印刷部数は100部とする。また、冊子内容のPDFデータを作成すること。

## (5) 委員会運営の補助

委員会資料を作成し、委員会に参加する(年2回開催)。配布資料の印刷は不要とする。参加した委員会の議事録を作成し、検討結果の取りまとめ等を行う。

## (6) 成果品の作成

上記の結果をとりまとめ、成果品として作成する。(詳細は8.に記載)

## (7) 打合せ協議等

業務における打合せは、業務着手時、委員会事前協議（２回）とする。なお、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まない。

## 7. 提出書類

### (1) 着手時

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③管理技術者届

### (2) 完了時

- ①業務完了報告書
- ②業務成果引渡書

## 8. 成果品

- (1) 成果報告書（A4 立て綴じ 1部、データ）
- (2) 整備イメージ図（データ）
- (3) 整備基本計画書 100部
- (4) 整備基本計画書の PDF データ

※上記データは、外付け SSD にまとめて納品すること。

## 9. 貸与資料

### (1) 業務実施にあたり、下記の資料を貸与する。

- ①『大和郡山市・城跡及び旧城下町等の保存と活用のための構想策定調査'81』（大和郡山市教育委員会ほか 1981年）
- ②『郡山城跡公園基本計画』（大和郡山市 2019年）
- ③『郡山城跡の研究Ⅱ 郡山城跡総合調査報告』（大和郡山市 2022年）
- ④『史跡郡山城跡保存活用計画』（大和郡山市 2025年）

### (2) 上記②・③・④について、図書作成に用いたデジタルデータを必要に応じて貸与する。

### (3) その他の本市が所有する資料についても、必要に応じて貸与する。

## 10. 成果の取り扱い及び著作権

### (1) 受託者は本業務で生じたすべての成果を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

### (2) 成果品及び本業務を遂行する過程で得られた図表等の著作権は委託者に帰属するものとする。また、受託者は委託者に、成果物の公表、複製、翻訳、改変、その他の修正をさせることを許諾するものとする。この場合において受託者は著作者人格権を行使しない。

## 11. 再委託の禁止

- (1) 業務の全部又は委託業務における主要な部分（計画策定の企画、判断及び管理部分、並びに図作成と委員会補助）は再委託してはならない。
- (2) やむを得ず業務の一部について再委託を行う場合は、以下の内容についてあらかじめ文書をもって委託者に再委託の申請を行い、承認を得なければならない。
  - ①再委託の相手方の商号または名称及び住所
  - ②再委託を行う業務範囲
  - ③再委託を行う必要性

## 11. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に際して、文化財保護法及び業務に関連する各法令を遵守するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を円滑に進めるため、委託者と十分に打合せを行うものとする。
- (3) 作業の内容及び規模が変更となる可能性が生じた場合には、事前に委託者と協議するものとする。
- (4) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議するものとする。